

緊急事態措置対策

まん延防止等重点措置（現行） （特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項等）	緊急事態措置 （特措法第45条第2項、第24条第9項等）
区域：県全域 （措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路）	区域：県全域
期間：R3年8/16(月)～8/31(火)〔16日間〕	期間：R3年8/20(金)～9/12(日)〔24日間〕
[外出自粛] ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 等 [飲食店] 措置区域 ○時短要請 ・ 5時～ <u>20時</u> ○酒類提供 ・ <u>禁止</u> （感染が下降傾向にある場合は知事の判断で19時まで提供可など緩和） その他区域 ○時短要請 ・ 5時～ <u>21時</u> ○酒類提供 ・ 11時～ <u>20時</u> ・ 酒類提供の場合の「一定の要件」の遵守 (共通) ○感染対策徹底 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・ カラオケ設備の利用自粛の要請 [多数利用施設] ○イベント開催制限要件を準用した施設運用を要請 ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底 措置区域 ○ <u>20時までの時短協力依頼</u> ^(*1) （酒類提供禁止） その他区域 ○ <u>21時までの時短協力依頼</u> ^(*1) （酒類提供11時～ <u>20時</u> ） ^(*1) イベント開催の場合は21時までの時短要請 [イベント開催制限] ○国の開催基準に準拠 収容定員： <u>50%以内</u> （大声を出さない場合100%以内） 人数上限： <u>5千人</u> ○21時までの営業時間短縮を要請 [出勤抑制] ○在宅勤務（テレワーク）の推進	[外出自粛] ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 ○混雑した場所等への外出の半減を要請 等 [飲食店等] ○休業要請・時短要請 ・ <u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請</u> ・ <u>酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請（5時～20時）</u> ○感染対策徹底 ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 [多数利用施設] (共通) ○同左 ○同左 ○ <u>人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を要請</u> <多数利用施設> ○ <u>20時までの時短要請</u> ^(*2) （酒類提供禁止） ^(*2) 1,000㎡以下施設の場合は協力依頼 <イベント関連施設> ○イベント開催の場合は、 <u>21時までの時短要請</u> （イベント開催以外の場合は20時までの時短要請 ^(*3) ）（酒類提供禁止） ^(*3) 1,000㎡以下施設の場合は協力依頼 [イベント開催制限] ○国の開催基準に準拠 収容定員： <u>50%以内</u> 人数上限： <u>5千人</u> ○21時までの営業時間短縮を要請 [出勤抑制] ○在宅勤務（テレワーク）の推進